

歯科健診の結果報告が義務付けられました

労働安全衛生関係法令においては、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りん、その他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発生する場所において業務を行う労働者に対しては、6月以内ごとに1回定期的に歯科医師による健康診断（以下、「歯科健診」といいます。）を行わなければならないとされています。

また、現在、労働者を50人以上使用する事業者は、その結果を労働安全衛生規則様式第6号（第52条関係）「定期健康診断結果報告書」により、報告することが義務付けられています。

今般、労働安全衛生規則が改正され、歯科健診を実施した事業場は、その結果を使用する労働者の人数に関係なく、改正で新たに設けられた様式（裏面）により、所轄労働基準監督署に報告することが義務付けられました。

なお、報告の対象となるのは、令和4年10月1日以降に実施した歯科健診となりますので、それ以降に歯科健診を実施されましたら、遅滞なく報告をしましょう。

<関係法令（下線部が改正箇所（令和4年10月1日施行））>

労働安全衛生法

（健康診断）

第66条第3項

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

労働安全衛生法施行令

（健康診断を行うべき有害な業務）

第22条第3項

法第66条第3項の政令で定める有害な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、^{ふっ}フ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務とする。

労働安全衛生規則

（歯科医師による健康診断）

第48条 事業者は、令第22条第3項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務について後6月以内ごとに1回、定期的に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

（健康診断結果報告）

第52条 第2項（新設）

事業者は、第48条の健康診断（定期のものに限る。）を行つたときは、遅滞なく、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

鳥取労働局・労働基準監督署（鳥取・米子・倉吉）

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

80304

見本

0123456789

労働保険番号	<input type="text"/>	在籍労働者数	<input type="text"/>
対象年	9: 令和 → <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 ↑ 1～99年まで 1～99月まで 1～9日まで	健診年月日	9: 令和 → <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 ↑ 1～99年まで 1～99月まで 1～9日まで
事業の種類	事業場の名称		
事業場の所在地	郵便番号() 電話 ()		

健康診断実施機関の名称	<input type="text"/>
健康診断実施機関の所在地	<input type="text"/>

取扱有害物質・業務内容	物質
	業務内容
項目	
労働安全衛生法施行令第22条第3項に掲げる業務に従事する労働者数	<input type="text"/> 人 右に記すか記入しなすか
受診労働者数	<input type="text"/> 人 右に記すか記入しなすか
所見のあつた者の人数	<input type="text"/> 人 右に記すか記入しなすか

折り曲げる場合はこの所を谷に折り曲げる

産業医	氏名 所属機関の名称及び所在地
-----	--------------------

年 月 日 事業者職氏名
労働基準監督署長殿



見本

備考

- で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCIR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとする。
- 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記入すること。
- 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 「対象年」の欄の（報告 回目）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 「取扱有害物質・業務内容」の「物質」欄は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、^{あつ}弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のうち、事業場においてガス、蒸気又は粉じんとして発散されているものを、「業務内容」欄は、当該物質が発散されている場所における具体的な業務内容を記入すること。
- 「在籍労働者数」、「労働安全衛生法施行令第22条第3項に掲げる業務に従事する労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合の「在籍労働者数」は、常時使用する労働者数を記入すること。